

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値向上の実現のために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題であると認識しており、適正な経営の意思決定を図り、効率かつ健全な業務執行を行うべく、経営チェック機能の充実に努めております。また、長期的視野に立ち株主の利益を図るとともに、ステークホルダー(株主、取引先、社員、地域社会等)並びに社会に対する責任を果たすため、適正かつ効率的な内部統制システムを構築し、健全で有効なコーポレート・ガバナンスの確立を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

<補充原則3 - 1 - 2> 英語での開示

・当社は、2022年3月末時点で海外法人等の保有比率が20.5%であり、英語での情報の開示・提供は業務効率面から実施しておりませんが、今後増加した場合に備えて検討してまいります。

<補充原則4 - 1 - 3、4 - 3 - 2> 最高経営責任者の後継者の計画

・当社は 現時点では最高経営責任者(CEO)の後継者に関する具体的なプランニングはありませんが、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、次世代の最高経営責任者(CEO)の選定については取締役全員の最重要課題として認識しております。

・当社は、最高経営責任者(CEO)の選解任について個別、具体的な基準は現時点では設けておりません。

・2021年12月に「経営諮問委員会」を設置し、最高経営責任者(CEO)の後継者計画だけでなく、取締役の選任・解任等に対する審議・答申を行い、最高経営責任者(CEO)や取締役の選任・解任等における透明性の確保に努めてまいります。

<補充原則5 - 2 - 1> 事業ポートフォリオの公表

・事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況につきましては、今後取締役会で議論を進めてまいります。また、事業ポートフォリオに関する基本的な方針は、今後策定いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

<原則1 - 4> 政策保有株式

・重要取引先の株式は、良好な取引関係の維持強化・当社事業の発展に資するものは、安全性も確認の上、保有してまいります。保有する意義が乏しくなった株式については当該企業の事情を配慮した上で、適宜株価や市場動向を見て段階的に縮減や売却を進める方針とし、2018年度に一部保有株式を売却いたしました。

・主要な政策保有株式については、開催される取締役会で適時その保有の目的や合理性について検証し、保有継続の妥当性やリスク・リターン

の検証を行います。
・保有株式に係る議決権行使にあたっては、当社の株主価値が大きく毀損される事態や社会的な不祥事等コーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合は反対票を投じる以外、取引先企業の長期的な企業価値の向上に資するよう、関係強化に活かす方向で議決権を行います。

<原則1 - 7> 関連当事者間の取引

当社では、「取締役会規則」を定め、取締役と会社との取引(自己取引・間接取引)及び主要な株主と会社との取引については 取締役会での承認を求めています。また、当社役員と実質的な支配関係になる法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、第三者との取引を行うのと同様に社内承認手続きを実施することとしております。

<補充原則2 - 4 - 1> 中核人材の登用等における多様性の確保

1. 多様性の確保についての考え方

当社は、多様な事業展開と多彩な機能の充実のため、個々人の多様性と創造性を積極的に活用できるよう努めております。管理職の登用においては、候補者の性別・年齢・国籍等によって優遇することなく、求められる能力・知識・経験等に基づいて登用等を行っております。

女性活躍推進法に基づく「女性活躍における行動計画」および「一般事業主行動計画」の2022年4月に公表のため、現状確認と計画の策定を行っております。また、外国籍の社員についても、現地法人において、現地スタッフの採用・管理職への登用を積極的に行っております。

2. 多様性確保の自主的かつ測定可能な目標及び状況

(1) 採用における女性社員比率の推移

2021年度末26.3% (目標:2025年度以降30%)

(2) 管理職における女性社員比率の推移

2021年度末11.2% (目標:2025年度末12%)

(3) 中途採用について

管理職における中途採用者の割合は、2021年度末において22.8%です。今後も必要に応じ、積極的に、中途採用における即戦力人材の採用・登用を行ってまいります。

3. 多様性確保に向けた育成方針、社内環境整備方針、その状況

当社は、多様な人材の育成・中核人材への登用を実現するため、全社員を対象とした研修を定期的を実施し、機会の平等を確保しております。また、多様性の確保に向けて、ライフイベント等が人材登用やキャリア形成に対する志向の阻害要因となることのないよう、男女問わず育休取得の促進や定年後再雇用制度等、多様な働き方の実現に取り組みます。

<原則2-6> 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、企業型確定拠出年金(401K)に加入しており、従業員に対して、入社時に運用機関・運用商品の説明等制度の詳細な説明を行うと共に、適宜、運用機関からのアドバイス等を従業員にもれなく周知しております。

<原則3-1> 情報開示の充実

(1) 当社は「世界のネットワークを通じて環境にやさしく、安全と豊かなカーライフを創造して、社会に貢献する」を企業理念として当社HP(<https://www.central-auto.co.jp>)に開示するとともに、決算短信にも、基本方針、基本戦略とともに経営方針として開示しております。

(2) 当社はコーポレート・ガバナンスの充実が経営の重要課題と認識しており、適正な経営の意思決定を図り、効率的かつ健全な業務執行を行うべく、経営チェック機能の充実に努めております。また、長期的視野に立ち株主の利益を図るとともに、ステークホルダー(株主、取引先、社員、地域社会等)並びに社会に対する責任を果たすため、適正かつ効率的な内部統制システムを構築し、健全で有効なコーポレート・ガバナンスの確立を目指しております。

(3) 取締役報酬については、株主総会で決議された報酬枠内において、企業業績(予算達成度、前年伸率等)並びに各取締役の業績、貢献度、職位に応じて、役員報酬規程に基づき、決定しております。また、2017年度より社外取締役を除く取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主目線での価値共有を進めることを目的として、金銭報酬とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与をする制度を導入しております。なお、取締役の個人別の報酬等の決定に関する指針は、有価証券報告書にて開示しております。

さらなる報酬の決定プロセスの客観性・透明性を向上に向け、2021年12月に「経営諮問委員会」を設置し、取締役会から委任を受けた代表取締役社長は、報酬等の額の決定にあたり、経営諮問委員会の答申・提言を尊重して決定いたします。

(4) 当社の経営陣幹部は、人格教養、業績目標達成の貢献度、高度熟練業務を完遂しうる能力等の観点から選任する旨、任用規程を定めております。また、取締役候補の指名に際しては、前述の能力に加え、多岐にわたる経験や識見から市場の変化に対応する能力と当社の成長に相応しい人材を選んでいます。他方、重大なコンプライアンス違反や業務執行上、著しく企業価値を毀損させた責任等が判断された場合、取締役会にて解職、解任提案を決定することがあります。取締役候補者の選定にあたっては、取締役構成の考え方及び選定基準を踏まえ、取締役が社内外から候補者を選出し、取締役会の任意の諮問機関である経営諮問委員会において、取締役構成の考え方及び選定基準に沿って適切であるか協議をし、取締役会に答申・提言を行います。取締役会は、経営諮問委員会の答申・提言を尊重し、取締役候補者として選定すべきか決定します。

(5) 当社は、取締役・監査役候補の指名理由及び取締役、監査役の解任議案を上程する場合の理由を株主総会参考書類にて開示いたします。

<補充原則3-1-3> サステナビリティ開示

当社のサステナビリティについての取組みは、「ESGの取組み」として当社HPに開示しております。今後とも積極的に取組みを進めるよう体制を構築しております。(<https://www.central-auto.co.jp/company/esg/index.html>)また、代表取締役直轄の組織として、経営企画室を設置し、ESGおよびSDGsに対する方針・取組みの継続的に検討し、取組み内容の検討・拡充を積極的に行ってまいります。

一方で、気候変動に係るリスクおよび収益機会が当社の事業活動や収益等に与える影響について、当社は、必要なデータの収集と分析が未だ十分にできていないため、TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示を行っていません。

<補充原則4-1-1> 経営陣に対する委任の範囲

当社は、法令に準拠して取締役会で審議する内容を「取締役会規則」で定め、経営陣が執行できる範囲を「権限責任規程」で定めております。

<原則4-9> 独立社外取締役の独立性判断基準および資質

独立社外取締役の選任に当たっては、会社法上の要件を満たすことに加えて、中立の客観的見地から当社経営陣に対する監視機能を果たすことができること、および法務・会計等の専門分野での豊富な経験を有していることを選任の前提としております。

また、当社は、当社における社外取締役および社外監査役を独立役員として認定する独立性の基準を明らかにすることを目的として、当社の取締役会の承認により「社外役員の独立性判断基準」を制定し、開示しております。

(上記基準については、当社ホームページ上に公表しております。下記のURLをご参照ください)

(<https://www.central-auto.co.jp/outline/management/governance.html>)

<補充原則4-10-1> 指名委員会・報酬委員会の設置

当社は、取締役会を総数10名、内独立社外取締役2名体制で運営するとともに、取締役会の諮問機関として経営諮問委員会を設置し、コーポレートガバナンスの強化を図っております。経営諮問委員会は独立社外取締役を過半数とし、取締役および監査役の指名・報酬等のほか経営上の重要課題に対し、取締役会の諮問を受け審議・答申を行い、取締役会の決定プロセスの透明性の向上およびコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいります。

<補充原則4-11-1> 取締役会のバランス、多様性及び規模の考え方

取締役候補指名に関しては、取締役会による迅速な意思決定・適切なりisk管理、業務執行の監視及び会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスの確保のため、適材適所の観点により総合的に検討を実施しています。社内取締役は全員、現場に密着して業務を遂行しており、業績への貢献度を重視し、多岐にわたる経験や識見から適任者を選任しております。監査役候補者についても、財務・会計に関する適切な知見を有し、取締役の職務執行の監査を行うにふさわしい識見を有する者を選任しております。取締役会では、代表取締役社長から、候補者の経歴、選任理由等について詳細に説明が行われた上で、社外監査役も交えて慎重に審議しております。

取締役会として備えるべき専門分野等及びそのバランスの状況は、<別表>「取締役会の構成(スキル・マトリックス)」において開示しております。

<補充原則4-11-2> 他の上場会社の役員の兼任

社内役員については、他の上場会社との兼任は無く、業務に専念できる体制になっています。当社は、社外の取締役・監査役の重要な兼職の状況を株主総会招集通知書等において毎年開示しております。

<補充原則4 - 11 - 3> 取締役会の実効性評価

当社は2019年度より取締役および監査役に対し、取締役会の実効性に関する評価を実施いたしております。評価の結果、取締役会の構成、役割・責務、運営状況、情報提供・トレーニングの面において、当社の取締役会の実効性は確保されていることを確認いたしました。今回の取締役会評価結果を踏まえ、引き続き取締役会の実効性の維持・向上に取り組んで参ります。(上記取締役会実効性評価の結果の概要については、当社ホームページ上にて公表しております。下記のURLをご参照ください。)
(<https://www.central-auto.co.jp/outline/management/governance.html>)

<補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

取締役については、会社法及び社会情勢に適した社外専門セミナー・社外講演会及び異業種交流会等に参加する機会を設け、取締役として必要な知識の習得及び取締役の役割と責務の理解促進に努めています。また、監査役については(財)日本監査役協会に加入し、最新の情報・知識に接すると共に、必要に応じ、社外セミナーに参加し、監査役として必要な知識の習得及び監査役の役割と責務の理解促進に努めています。

<原則5-1> 株主との建設的な対話に関する方針

当社では、経営企画室をIR担当部署としておりますが、株主との対話につきましては、代表取締役(社長)が株主総会(招集通知を含む)で経営方針を説明することを基本としております。更に中長期の投資を標榜する大株主との対話は、第2四半期、期末決算終了後、定例的に意見交換を行っております。加えて当社グループの経営方針、基本戦略など、より深くご理解いただくため、第2四半期、本決算発表時に積極的にプレスとの会見等の場を設け、経営情報の開示に努めております。

<原則5-2> 経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は収益計画や資本政策の基本的方針を踏まえて、経営戦略の策定をするものとし、売上高営業利益率及びROE(自己資本当期利益率)とも10%以上を、経営資源の配分等については、株主への配当性向30%以上を目標とし、安定した高配当を継続することを目標としております。今後は開発型企業としての基盤を一層強化するために、研究開発への設備や人的投資を増やしてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS (常任代理人 香港上海銀行 東京支店 カストディ業務部)	1,475	8.01
日産東京販売ホールディングス(株)	1,060	5.75
(株)三菱UFJ銀行	888	4.82
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT(常任代理人 香港上海銀行 東京支店 カストディ業務部)	794	4.31
東京海上日動火災保険(株)	755	4.10
上野万里子	685	3.72
TPR(株)	663	3.60
光通信(株)	598	3.25
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	589	3.20
(株)みずほ銀行	531	2.89

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

所有株式数については、千株単位で記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 <small>更新</small>	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
久保井 聡明	弁護士													
AHMED SAJJAD	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久保井 聡明		同氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。 (重要な兼職の状況) (株)但馬銀行社外取締役 田村駒(株)社外監査役	弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、企業法務を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。また、所属法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、過去3年間平均の報酬の割合は同事務所の総収入額の0.5%未満であり、独立性を妨げるものではありません。以上のことにより、一般株主との利益相反が生ずるおそれはなく、取締役会の透明性の向上およびコーポレートガバナンスの強化に繋がるものと判断し選任いたしました。

AHMED SAJJAD	同氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。 〔重要な兼職の状況〕 山梨学院大学法学部政治行政学科准教授	大学教員として高い見識と幅広い経験に基づき、当社の風土・文化にとらわれないグローバルで客観的視点から経営の監督を遂行するに適任であります。以上のことにより、取締役会の透明性の向上およびコーポレートガバナンスの強化に繋がるものと判断し選任いたしました。
--------------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	経営諮問委員会	3	3	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	経営諮問委員会	3	3	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、2021年12月より、取締役および監査役の指名・報酬等のほか経営上の重要課題に関する決定プロセスの透明性・客観性を強化し、取締役会の監督機能およびコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、取締役会の諮問機関として「経営諮問委員会」を設置しております。経営諮問委員会の構成員のうち、過半数は独立社外取締役から選定しており、また委員長は独立社外取締役が務めており、委員会の独立性を確保しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は3名で、うち3名すべてが社外監査役、1名が常勤監査役となっております。なお、監査役と会計監査人の相互連携につきましては、定期的な監査報告会の開催や必要に応じて情報交換、意見交換等をおして十分な連携を図り、監査の充実に努めております。

当社は、内部監査部門として社長直轄の法務監査部を設置し、コンプライアンスを主眼とした内部監査体制を構築し、期中取引を含む業務全般について監査役とも連携して、適宜現場での実地監査を行い、会計及び業務執行の監視機能強化に努めております。

また、監査結果については取締役会及び監査役会への適切な報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
具足 彰治	他の会社の出身者													
中山 正隆	弁護士													
堀内 武文	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
具足 彰治	<input type="checkbox"/>	同氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。	長年にわたり金融機関に在籍し、豊富な経験と財務に関する高い見識を有しており、その経験と見識を当社の監査体制に反映していただけるものと判断し選任いたしました。
中山 正隆	<input type="checkbox"/>		弁護士としての専門的見地から疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べ取締役の職務執行に助言、提言をいただいております。以上のことにより、その専門知識、経験等を当社の監査体制の強化に活かして反映していただけるものと判断し選任いたしました。
堀内 武文	<input type="checkbox"/>		他社での企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有し、経営全般の監視と有効な助言を行い、当社の監査体制の強化に反映していただけるものと判断し選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

・当社の社外役員の独立性についての考え方について

当社は、当社における社外取締役および社外監査役を独立役員として認定する独立性の基準を明らかにすることを目的として、当社の取締役会の承認により「社外役員の独立性判断基準」を制定し、開示しております。

(上記基準については、当社ホームページ上に公表しております。下記のURLをご参照ください)

<https://www.central-auto.co.jp/outline/management/governance.html>

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役(社外取締役及び国内非居住者を除きます。以下「対象取締役」といいます。)に対して、当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

また、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬(譲渡制限付株式報酬)として、対象取締役に対して年額600万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として割当を受けた日より対象取締役が当社の取締役会が定める地位を退任又は退職するまでの期間といたします。

なお、対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度により当社が対象取締役に対して発行し又は処分する普通株式の総数は、年81,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)となります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

株主総会決議により、取締役の報酬額は年額2億800万円以内、監査役の報酬額は年額600万円以内としております。取締役の報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。

また、上記報酬枠とは別枠で、取締役(社外取締役を除きます。)に対して、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬(譲渡制限付株式報酬)として、年額600万円以内の金銭報酬債権を支給いたします。

なお、2022年3月期の取締役の年間報酬額は2億900万円、監査役の年間報酬額は230万円(内、社外監査役は230万円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員報酬規程に基づき、業績、貢献度、職位に応じて役員報酬を決定しております。

なお、譲渡制限付株式報酬につきましては、本制度の目的、業績、各対象取締役の職責の範囲、取締役の平均在任年数等及び諸般の事情を勘案し決定しております。

取締役個人別の報酬額に対する割合は、社外取締役を除く取締役は固定報酬のうち20%前後を一律で非金銭報酬等である譲渡制限株式と引換えにする払込みに充てるための金銭として支給するものとしております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定は、取締役会の決議に基づき代表取締役社長に決定を委任するものとしております。代表取締役社長に委任する理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況について最も熟知し、各取締役個々の担当職務や業績遂行状況等の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためであります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長は、株主総会で決議された報酬枠内において、「役員報酬規程」に基づき、個人別の報酬等の額を決定しております。委任された内容の決定にあたっては、事前に、委員の過半数を独立社外取締役で構成する経営諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に對しては、社外取締役が課題の具体的な内容を理解した上で取締役会に臨めるよう、総務部が事前に資料を送付し必要に応じて補足説明を行っております。

社外監査役に對しては、常勤監査役が適宜、情報の提供や意見交換等を通じてサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社であり、会社の機関として会社法に規定する株主総会、取締役会および監査役会を設置しております。このほかに法律の規定には基づかない社内制度として経営推進委員会を設置し、経営方針、経営戦略の徹底を図っております。また、執行責任の明確化と経営における業務執行のスピードアップを図るために、執行役員制度を導入しております。さらに2021年4月より社長直轄の経営企画室を設置し、会社全体の中長期的課題を中心に戦略の立案・施策の実行をトレースするなど、企業価値向上のための課題解決をおこなっております。2021年12月より取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役に構成する経営諮問委員会を設置し、取締役および監査役の指名・報酬等のほか経営上の重要課題に関する決定プロセスの透明性・客観性の向上を図っております。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席や業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の業務遂行の監査を行っております。

取締役は、定時取締役会のほかに必要に応じて臨時取締役会を開催し、有効な経営監督機能を実行しております。

会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人を選任しており、年間を通じて適宜監査を受けております。なお、2022年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：三井孝晃

指定有限責任社員 業務執行社員：竹田雅司

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名、その他 8名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役および社外監査役を選任しております。

社外取締役は弁護士や学者としての豊富な経験と識見を有し、当社の論理に捉われず、客観的視点で独立性をもって経営の監督を遂行するに適任であります。

また、社外監査役は必要に応じて、各取締役に對し取締役会において適切な議決権行使を促すと共に、代表取締役に對し忌憚のない質問や意見具申が実行されています。

なお、当社はステークホルダー保護の観点から、企業価値向上と経営の監督機能強化を考慮しており、弁護士としての経験・識見が豊富な社外取締役と会社経営全般への知見および独立性を有する社外監査役が監査・監督を行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性が確保されると考えております。

取締役会は当社の業容と企業規模並びにその企業統治については、有効かつ効果的に機能しており、適正なるガバナンス体制を維持できていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様が総会議案の十分な検討ができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を確保しつつ、早期発送に努めております。また、TDnet及び当社ホームページにおいて招集通知発送日に公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	出来るだけ、多くの株主様にご出席頂き忌憚のない意見をいただけるように集中日を回避しております。
電磁的方法による議決権の行使	2022年6月開催の定時株主総会より、インターネット議決権行使サイトからの行使を受け付けています。 また、QRコードを読み取ることで議決権行使サイトにログインすることができるシステムも導入し、株主さまの利便性向上に努めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2022年6月開催の定時株主総会より、「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、年1回程度個人投資家向けのイベント参加を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、決算説明会を6月に行っております。 また、WEB配信後は代表取締役社長によるプレゼンテーションの様子を、当社ホームページにて公開しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算情報等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社ホームページにESGの取組みを掲載しております。
その他	当社グループは、透明な経営に徹し企業情報を公正且つ適時適切に伝えることを目指しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムの体制】

< 取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況 >

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法規則第100条第1項および第3項に定める体制(内部統制システム)の整備に関する基本方針について、2015年4月30日開催の取締役会において、内容の一部改定を決議しており、その内容は下記のとおりです。

なお、内部統制システムの運用状況の概要については、基本方針に基づいて実施した問題点等の是正・改善状況ならびに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会や経営会議(四半期毎に経営推進委員会、半期毎に予算説明会、総合幹部会)へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また、労働安全衛生委員会および品質マネジメント委員会も毎月定期的に開催しております。コンプライアンス体制については、定期的な社内研修や新卒・中途社員採用時に実施し、コンプライアンス意識の全社的浸透を図っております。

(1) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会規則に基づいた取締役会の運営状況および取締役の職務執行状況の確認を実施しております。
- ・取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する経営諮問委員会を設置し、取締役および監査役の指名・報酬等のほか経営上の重要課題に関する決定プロセスの透明性・客観性の向上を図っております。
- ・当社の「行動規範」を「コンプライアンスマニュアル」に定めて、定期的な研修の実施を行い、その遵守体制の確立を図っております。
- ・コンプライアンスに関する社員の苦情相談・通報窓口の設置ならびに、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する等、遵守体制の整備に努めております。
- ・法改正、業務変革等に対応した就業規則、業務マニュアルの改訂・整備を実行しております。
- ・社長直轄である法務監査部(内部監査部門)を設置し、内部監査とコンプライアンス遵守を主眼とした内部監査を行っております。
- ・監査結果については取締役会、および監査役会への適切な報告と連携強化を進めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制

a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会、経営推進委員会の議事録の作成と管理保存する体制を構築しております。
- ・稟議書・報告書等の権限規程に基づく決裁状況の確認と管理保存する体制を構築しております。
- ・権限規程、文書管理規程等各種規程の適宜見直しを進めております。
- ・業務上取扱う情報や知り得た情報を適切に保存・管理する観点から、「情報システム利用規程」、「個人情報保護管理規程」、「内部通報規程」、「インサイダー情報管理規程」等の社内規程を定め、適切な情報管理の運用を行っております。

b. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制(リスク管理体制)

- ・リスクマネジメント委員会を設置し、早期発見・早期対策の方針の下、当社グループのリスクに関する事象への全社的対応を行っております。
- ・業務の環境変化に応じた各種規程・マニュアルを整備するとともに、リスク発生を未然に防止するための管理体制の構築を図っております。
- ・災害・事故等の発生時に、適切かつ迅速に対応する危機管理マニュアルの作成等の体制強化を進めております。
- ・研究開発施設である中之島R&Dセンターにおいて、当社取扱い商品の品質・安全性の検証を行っております。

c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・毎月定例の取締役会を開催し、重要事項の決定を行うとともに、各取締役から業務目標の達成状況、課題解決のための取り組み等の報告をさせることにより、業務執行状況の監督等を行っております。また、全社方針や予算計画を使用人に周知徹底するため、定期的な経営会議を開催しております。
- ・業務分掌規程により、各担当取締役の職務の明確化を実施しております。

d. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社取締役会に定期的な報告を求め、共通の経営理念の下で事業目的を遂行しうよう指導・助言し、法令や企業倫理を守るコンプライアンス体制の共有を確立しております。
- ・当社は、グループにおける業務の適正な運営に努めるため、(1)関係会社の職務の執行に係る事項の報告に関する体制、(2)損失の危険の管理に関する規程その他の体制、(3)職務の執行が効率的に行われることおよび法令や定款に適合することを確保する体制を構築するなどを目的に、「関係会社管理規程」を定めます。

e. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・取締役および使用人から監査役会に、当社の経営・業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事項について、遅滞なく報告する体制をとっております。

(3) 監査役の職務の執行に関する体制

- ・監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役を補佐すべき、内部監査その他の使用人を監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、配置します。
- ・監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人の考課、異動などに係る決定には監査役の事前の意見を得ることとし、取締役から独立して業務を行うよう監査役が指示できる体制をとるものとします。

(4) 当社グループの取締役・監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ・監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、予算会議、経営会議等重要な経営会議に出席するとともに、主要な稟議その他業務執行に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて、当社グループの役員または使用人に説明を求めるとし、役員、使用人は遅滞なく監査役会に報告するものとします。
- ・当社は、グループの役員、使用人が法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社監査役、または監査役会に報告するものとします。
- ・当社は、監査役へ報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を徹底するものとします。

(5)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・社長は、監査役会や会計監査人と適時適切に会合を持ち、対処すべき課題や監査上の重要課題について意見を交換するものとします。
- ・監査役は、法務監査部と緊密な連携を保つとともに、管理部門その他の各部に対しても、必要に応じ、協力を求めることができるものとします。
- ・当社は、監査役がその職務について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用を負担するものとします。

(6)財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・経理部および法務監査部は、当社の財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築しております。
- ・法務監査部は内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした姿勢で対応します。その体制として、コンプライアンスマニュアルに「反社会的行為への対抗に関する行動指針」を定めるとともに、対応部署を総務部および法務監査部とし、不当要求には、警察や弁護士等の外部専門機関と連携する協力体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社は、投資者に対して適時適切な会社情報の開示を行うことを基本姿勢とし、取締役会および経営推進委員会等の経営会議で決定した事項(決定事実、決算に関する情報)や各部門が把握した事項(発生事実)のうち、金融商品取引法及び証券取引所の定める適時開示規則により開示が要請される重要情報(適時開示情報)について、適時適切な開示に努めております。当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1)決定事実

重要な決定事実については、原則として毎月1回開催する取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。

決定された重要事項について、適時開示の要否を情報取扱責任者の所属する総務本部を中心に検討し、開示が必要な場合には、迅速に行うよう努めております。また、取締役会には監査役が出席しております。

さらに、必要に応じて会計監査人による監査および弁護士、税理士等によるアドバイスを適宜受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

(2)決算に関する情報

決算、配当、業績予想等の決算情報については、経理部が中心となって関連情報(子会社に係るものを含む)の収集にあたり、適時開示情報となり得る可能性が生じた時点で、経理部、総務部及び経営企画室が連携して、適時開示の要否の判定や、開示内容の取りまとめ等を行い、取締役会での意思決定等を経て、総務本部担当役員が情報取扱責任者、経営企画室が担当窓口となって、当該情報の適時開示を実施することとしております。

(3)発生事実

事故・災害・訴訟等については事象が発生後、災害対策本部にて情報収集を行い、総務本部の責任者を中心に情報開示の検討・準備をいたします。

その他の発生事実については、当該部署より情報を入手して、総務本部の責任者を中心に適時開示項目に該当する場合、経営陣への報告または必要に応じ取締役会の意思決定を経て、迅速に当該情報の情報開示をすることとしております。

上記社内体制の適正性の確保のため、担当取締役を中心とした取締役会による監督、監査役による「監査役監査方針」に基づく監査のほか、法務監査部による業務監査の実施により、適正性の確保に努めております。

また、「インサイダー情報管理規程」「防災危機管理規程」等の会社情報の管理及び適時開示に関連する社内規程を制定して、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に実施する体制を会社全体で取り組んでおります。

<別表> 取締役会の構成(スキル・マトリックス)

氏名	当社における地位	企業 経営	財務 会計	サステナビリティ ESG	M&A	法務 コンプライアンス	営業 マーケティング	グローバル	人事 人材育成	内部統制 ガバナンス
坂田 信一郎	代表取締役社長	●	●	●	●	●	●	●	●	●
鳥野 善文	専務取締役	●		●			●		●	●
近藤 雅之	常務取締役	●		●			●			●
住吉 哲也	常務取締役	●	●	●	●	●			●	●
柿野 雅文	取締役	●		●			●	●	●	●
廣内 学	取締役	●		●			●			●
久保井 聡明	社外取締役			●		●				●
増田 文弘	取締役	●		●			●			●
酒井 規光	取締役	●		●			●	●		●
AHMED SAJJAD	社外取締役			●				●		●
具足 彰治	常勤監査役	●	●			●				●
中山 正隆	監査役					●				●
堀内 武文	監査役	●				●				●

【コーポレートガバナンス模式図】

